

倫理・懲戒規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人全日本柔道連盟（以下「本連盟」という。）が担う柔道の普及・振興と国民の心身の健全な発達への寄与という重要な役割に鑑み、柔道における暴力行為その他の不適切な行為の根絶を図り、もって本連盟に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(違反行為)

第2条 本連盟に登録している者及び本連盟の役職員は次の行為(以下「違反行為」という。)を行ってはならない。

- (1) 競技者、指導を受ける者その他の者に対して、身体的暴力、暴言、いじめ、パワーハラスメント行為等を行うこと(暴力・暴言)
- (2) 競技者、指導を受ける者その他の者に対して、指導に必要な範囲を明らかに超えた身体的接触、わいせつ行為や性的な言動、つきまとい行為、交際の強要等を行うこと(わいせつ・セクハラ)
- (3) 競技者、指導を受ける者その他の者に対して競技力の向上とは明らかに無関係なしごきや罰としての特訓等の不合理な指導を行うこと(不適切な指導)
- (4) 本連盟のドーピング防止規程に違反し、又は法令で禁止されている薬物を使用・所持等すること(ドーピング・薬物)
- (5) 競技会等の円滑な運営を妨げる行為や施設の不適切な利用等を行うこと(大会運営施設利用不適切行為)
- (6) 補助金等の不正受給、不正使用、脱税、本連盟の財産の横領、不適切な支出等の不正経理、職務に関して不正な利益を供与し、申込み、要求し又は約束すること(不適切経理)
- (7) 反社会的勢力と関係を有すること(反社会的勢力との関係)
- (8) 法令や本連盟の競技者規程その他の規程、処分等に違反すること(法令・規程違反行為)
- (9) その他柔道の品位を害し、又は本連盟の名誉を害する行為(品位を汚す行為)

(違反行為に対する処分の種類)

第3条 違反行為を行った者は、その内容及び情状に応じて次の区分により懲戒処分を受ける。役員が登録会員である場合には、役員としての

処分と登録会員としての処分を併せて実施することができる。

(1) 役員

①注意

②戒告

③期間を定めての役員の業務停止

(2) 登録会員

①注意

②戒告

③期間を定めての登録停止

併せて、

・指導者に対しては期間を定めての指導活動の禁止

・競技者、団体会員に対しては期間を定めての公式試合への参加禁止

④除名

- 2 違反行為を行った者の違反行為を教唆、幫助した者、監督すべき立場にある者で監督を怠ったと認められる者も処分の対象とする。
- 3 処分の実施に併せて、本連盟の実施する指導者資格、学校顧問特例資格、審判員資格の停止等の処分、及び加盟団体による役職の解任、指導者資格の停止等の処分を行うことは妨げない。ただし、登録会員が第1項(2)に掲げる処分を受けた場合には、加盟団体による同種の処分は重ねては課されないこととする。
- 4 処分の基準は別表のとおりとする。

(内部通報窓口)

第4条 本連盟は、違反行為の通報相談を受け付けるため、内部通報窓口を設置する。内部通報窓口に関しては別に定める。

(事案への対応)

第5条 会長は、内部通報窓口寄せられた情報、報道その他により違反行為が疑われる事案(以下「疑われる事案」という)を把握した場合には、別途定める基準に従って本連盟で調査・処分することが妥当と認められるものについて、当該事案の事実調査を行うものとする。

- 2 会長は、疑われる事案のうち、別途定める基準に従って加盟団体その他の団体に調査・処分を委ねることが適当と判断されるものについては、加盟団体その他の団体に調査・処分を委ねることができる。

(懲戒委員会)

- 第6条 会長は、疑われる事案について本連盟で処分が必要と認める場合には懲戒委員会を設置する。
- 2 懲戒委員会の委員は本連盟の役員又は学識経験者で構成し、5名以上とする。
 - 3 懲戒委員会は、会長から当該事案の調査結果の報告を受け、別表に定める処分の基準を踏まえて審議の上、処分案を会長に答申するものとする。
 - 4 処分の対象となった者に対しては、弁明の機会を与えなければならない。

(処分)

- 第7条 会長は、懲戒委員会の答申を受け、必要と認める場合には懲戒処分を行うものとする。ただし、次の処分を行おうとするときは、懲戒処分に先立ち理事会の議決を経なければならない。
- (1) 役員に対する処分
 - (2) 1年を超える登録停止処分又は除名処分

(不服申立て)

- 第8条 本連盟の処分に対する不服申立ては、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して行うことができる。

(業務の改善の求め)

- 第9条 会長は、加盟団体に対して、必要と認める場合は、業務の改善を求めることができる。

別表

処分の基準

	除名	指導・競技 等の停止	警告	注意
暴力・暴言	○	○	○	○
わいせつ・セクハラ	○	○	○	○
不適切な指導	○	○	○	○
ドーピング・薬物	○	○		
大会運営施設利用不適切行為	○	○	○	○
不適切経理	○	○	○	
反社会的勢力との関係	○	○	○	
法令・規程違反行為	○	○	○	○
品位を汚す行為	○	○	○	○

具体的な違反行為の悪質性、重大性に応じ、処分を決定する。過去において処分を受けている場合には、再度の処分であることを踏まえて処分すること。

附則

- 1 この規程は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、従前の懲罰委員会規程、倫理規程は廃止する。

公益財団法人全日本柔道連盟 競技者規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、日本体育協会スポーツ憲章および国際柔道連盟の規約に基づき、公益財団法人全日本柔道連盟（以下「本連盟」という。）の会員である競技者の資格およびこれに関連する事項を定め、もって競技者の保護と支援ならびに柔道の健全な発展を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 競技者とは、本連盟に会員登録した者であって、競技会に参加し柔道競技を行う者をいう。
- (2) 役員等とは、本連盟に会員登録した者であって、本連盟および加盟団体（その下部組織を含む）の役員、本連盟に団体登録した団体の部長、監督、コーチ等、競技者に対して指導する立場にある者をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、競技者に適用するほか、役員等についても所要の規程を適用する。

第2章 競技者

(競技者の基本条件)

第4条 競技者は、柔道精神に則り、ルールと礼節を重んじ、正々堂々と競技をするとともに、柔道の発展に積極的に寄与するよう努めなければならない。

(競技者の禁止事項)

第5条 競技者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 柔道以外の格闘技系競技（プロレス、プライド、K-1等）において、プロ選手またはプロコーチとして登録され、または契約すること。
- (2) 本連盟、日本体育協会および日本オリンピック委員会が禁止した競技会に参加すること。
- (3) 自己の競技に金品を賭け、またはこれに関連する賭博に関係すること。

- (4) 競技に際して、ドーピングまたは暴力行為等によりフェアプレイの精神に明らかに違反すること。
- (5) 前各号のほか、国際柔道連盟および本連盟の規約に反する行為をすること。
- (6) その他、競技者として柔道の品位を著しく汚す行為をすること。

(承認を要する事項)

第6条 競技者は、次に掲げる行為を行うときには、事前に本連盟の承認を得なければならない。

- (1) 海外で開催される国際柔道競技会に参加すること。
- (2) 柔道および柔道以外の競技会で、賞金または出場報酬付きの競技会に参加すること。
- (3) 自らが自分の氏名、写真または競技実績を広告に使うことを許可すること。
- (4) 広告宣伝媒体に出演すること。
- (5) 商業目的の放送、映画、演劇その他の行事に出演すること。
ただし、その出演が柔道に関係のないものであるときはこの限りではない。
- (6) 競技者は、講演会、講習会、放送、新聞・雑誌の座談会その他各種の行事に有償で出演すること。

(違反者に対する処分)

第7条 この規程に違反した者に対する処分は、倫理・懲戒規程その他の定めによるものとする。

第3章 競技会

(共催等)

第8条 本連盟および加盟団体は、競技会を開催するに当たって、他の団体と共催し、または他の団体の後援もしくは協賛を受けることができる。

(賞金等)

第9条 本連盟および加盟団体が競技会を開催する場合には、賞金、出場報酬および不当に高価な物品等を参加競技者に与えないものとする。

(外国人選手等の参加)

第10条 本連盟および加盟団体は、国際競技会を主催し、または主管して開催する場合において、外国の柔道連盟が自国の代表選手として参加させようとする者に対し、当該国の柔道連盟に適法に登録された競技者であり、かつ国際柔道連盟の参加資格に関連する規程に違反し

ていないことを確認のうえ、参加を認めるものとする。

第4章 報 酬

(報酬等の取扱い)

第11条 競技者が、本連盟の承認を得て次に掲げる行為をした場合における賞金または報酬の取り扱いについては、下記により行われるものとする。

(1) 賞金または出場報酬付きの柔道の競技会に参加した場合は、競技者および役員等が、国際柔道連盟または主催国家等の規準により、直接受け取るものとする。また、団体戦においては、競技者・役員等で均等分配するものとする。

(2) 自らが自分の氏名、写真または競技実績を広告に使う場合、および広告宣伝媒体に出演した場合は、競技者が直接受け取るものとする。

2. 日本オリンピック委員会「シンボルアスリート」の肖像都度料は、日本オリンピック委員会の規準により、本連盟を経由して当該競技者へ支払うものとする。

第5章 役員等

(役員等の責務)

第12条 役員等は、常に品位と名誉を重んじ、競技者の模範となるよう行動しなければならない。

(準用)

第13条 第5条および第6条の規程は、役員等にも準用する。

付則

1. この規程は、平成6年6月21日から施行する。
2. この規程は、平成10年4月1日から一部改正して施行する。
3. この規程は、平成14年3月15日から一部改正して施行する。
4. この規程は、平成14年6月19日から一部改正して施行する。
5. この規程は、平成16年4月1日から一部改正して施行する。
6. この規程は、平成17年4月1日から一部改正して施行する。
7. この規程は、平成20年6月19日から一部改正して施行する。
8. この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟の設立の登記の日（平成24年

4月1日から施行する。

9. この規程は、平成25年1月1日から一部改正して施行する。

10. この規程は、平成26年4月1日から一部改正して施行する。